

○いわき市客引き行為等の防止に関する条例施行規則

平成27年7月3日いわき市規則第39号

改正

平成30年6月29日いわき市規則第33号

いわき市客引き行為等の防止に関する条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、いわき市客引き行為等の防止に関する条例（平成27年いわき市条例第46号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定区域)

**第2条** 条例第3条第1項の市長が規則で定める区域は、いわき市平の区域のうち、一般国道399号（いわき市平字大町及び字新川町の区域に係る部分に限る。）、県道いわき上三坂小野線並びに市道田町・新川町線、市道田町・谷川瀬線、市道平北部39号線及び市道搔槌小路1号線並びに東日本旅客鉄道株式会社常磐線の北側端線で囲まれた区域（道路にあつては、その部分を含む。）とする。

(補則)

**第3条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

**附 則**

この規則は、平成27年8月1日から施行する。

**附 則**（平成30年6月29日いわき市規則第33号）

この規則は、公布の日から施行する。